

# 高压ガス保安法規集

第 21 次改訂版

高压ガス保安協会

# 高圧ガス保安法規集 第21次改訂版

## 目次

高圧ガス保安法	一	高圧ガス保安協会規則	一〇三二
高圧ガス保安法施行令	一三五	高圧ガス保安協会の財務及び会計に関する省令	一〇三三
高圧ガス保安法関係手数料令	一五五	高圧ガス保安法の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則	一〇三九
地方公共団体の手数料の標準に関する政令	一七〇	告 示	一〇四三
高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める 政令	一七七	高圧ガス保安法施行令関係告示	一〇四五
高圧ガス取締法施行令	一八一	高圧ガス保安法に係る印紙をもつて納付することができる手数料を 定める件	一〇五九
産業構造審議会令	一八九	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基 準の細目を定める告示	一〇六一
一般高圧ガス保安規則	一九七	高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示	一〇八九
液化石油ガス保安規則	四二一	保安検査の方法を定める告示	一〇九五
コンビナート等保安規則	五四一	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の 体制の基準を定める告示	一〇九七
特定設備検査規則	七〇七	溶接に用いられる母材の種類のを要件を定める告示	一一〇五
冷凍保安規則	七五三	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければな らない基準	一一〇七
容器保安規則	八三三	液化石油ガス保安規則の規定に基づき容器を屋外に置くことが著し く困難な場合を定める件	一一二一
国際相互承認に係る容器保安規則	九〇七	高圧ガス取締法の規定に基づき、高圧ガス保安協会に試験事務を行 わせることとした件	一一三三
高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規 則	九四五	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める 告示	一一五五
高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令	九六七	国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容 器再検査の方法等を定める告示	一二四九
高圧ガス保安法に基づく外国容器等製造業者及び外国特定設備製造 業者の登録申請手数料の額の計算に関する省令	一〇七七	鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める 件	一二七二

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第六十六條の  
 四の規定に基づく研修に関する告示を定める件 …………… 二五五

参 考 …………… 二八二

経済産業省聴聞手続規則 …………… 二八三

経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等  
 における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 …………… 二八七

経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する  
 職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(抄) …………… 二九三

広 告 目 次

新コスモス電機株式会社 …………… 1

大陽日酸株式会社 …………… 2

株式会社IHIプラント …………… 3

帝人エンジニアリング株式会社 …………… 4

エア・ウォーター株式会社 …………… 5

昭和電工ガスプロダクツ株式会社 …………… 6

レイズネクスト株式会社 …………… 7

日本ハイドロパック株式会社 …………… 8

株式会社田邊空気機械製作所 …………… 9

バウアーコンプレッサー株式会社 …………… 10

株式会社フジキン …………… 11

理研計器株式会社 …………… 12